

平成 25 年 2 月 21 日

東京都知事 猪瀬直樹 様

日暮里富士見坂を守る会 代表/金子 誠

【緊急要請】

“東京の風景遺産 日暮里富士見坂からの眺望を残したい”

眺望ガイドラインづくりへの支援と広域景観への取り組み、および現在進行中の建設工事事業者との話し合いの場の設定について

都知事ご就任おめでとうございます。知事のご発言を日頃より拝見し、きめの細かい都政への取り組み、なかでも景観へのご理解を大変頼もしく思っております。この要望書を、直接お読みいただけますよう、切に願っております。

東京都荒川区にあります日暮里富士見坂からの眺望について、緊急事態が続いております。これまで東京都への要望はたびたび続けてまいりましたが、改めて緊急の要請をさせていただきます。

小会では“東京の風景遺産 日暮里富士見坂からの眺望を残したい”というメッセージへの賛同者とともに、都心でただ一つ残された地面に立って富士山を望むことのできる富士見坂の眺望保全を、関係各自治体や眺望ライン内の地権者、建設を予定する事業者に対しお願いしてまいりました。

その中で、本年 2 月 13 日、日暮里富士見坂のある荒川区では、今回の事態に対応するため、「眺望のガイドラインの作成」を正式に決定しました。日暮里富士見坂から富士山へのビスタライン上にある文京区、台東区、新宿区も、「荒川区のガイドライン作成に協力」を表明しました。

現在、その眺望を阻害する建築が文京区千駄木三丁目において進行中です。地権者の方への面会はいまだかなっておりませんが、最近になり文京区の担当者を通じて、補償金額の提示があれば面会も可能とのお返事を設計施工業者よりいただきました。

つきましては、下記の緊急要請を早急にご検討いただけますようお願いいたします。

- 1、 日暮里富士見坂からの眺望ガイドラインづくりへの協力と支援
- 2、 建設中の建築主との話し合いの場の設定とアドバイス

(要請理由、および資料は別紙となります)

【要請理由】

日暮里富士見坂は都心で唯一、地面に立ったまま富士山を望むことのできる「富士見坂」です。数々の開発による眺望の危機を乗り越え、現在も富士山の頂、そして右側稜線が美しく望めます。

一昨年9月、(仮称)新宿区大久保三丁目西地区開発計画(事業主は住友不動産)による新たな眺望の危機が明らかになり、また現在は、文京区千駄木三丁目において、マンション建設が進行中です。完成すると日暮里富士見坂からの富士山の眺望をすべて覆い隠します。これらについては、富士山の世界文化遺産登録の記事とともに、各国の放送・新聞・雑誌で報道されています。この半年間の報道数は200以上に及びました。

東京都は、国の景観法制定に先立って積極的に計画的、総合的に景観行政を推進してきた経緯があります。これは、全国でもきわめて早い事例となっています。

北斎、広重の浮世絵の背景に描かれた富士山が、東京の重要なランドマークであったものであるとして「日本の象徴でもある富士山の眺望を再び東京のランドマークとして都市景観の中に取り戻していく方法として、富士山の見える公園緑地、富士山を望む広い道路、坂道や展望台など、多様な眺望点を整備することが考えられる」と示した東京都都市景観マスタープラン(平成6年3月に策定)は大きな共感を呼びました。

また、東京都景観審議会答申では、「富士山への眺望の保全」の一章が立てられ、高層ビルの出現によって富士山を眺望できるところが限られてきたことに触れ、富士山の見える風景を東京の景観の中に取り戻すため、「一つの区市町村を超えて広域的な調整が必要な事項については、都が主体となり、関係する区市町村と連携・協力を図っていくことが必要です」と指摘されています。(平成18年1月)

こうした東京都の姿勢に呼応するように、国連教育科学文化機関(ユネスコ)諮問機関である国際記念物遺跡会議(イコモス)はパリ総会の場で、日暮里富士見坂からの富士山の眺望を文化遺産と認め、これを眺望遺産(vista-heritage)として保全することを採択しました。(2011年12月)

昨年、事業者、東京都、荒川区、文京区、新宿区、台東区、豊島区に対して、勧告書とともに送られたイコモス会長名のレターでは、イコモス及びイコモス日本委員会が、最後に残された富士山の眺望を保全するため、開発の再検討とガイドライン作りに全面的に協力することを約束しています。

東京都都市景観コンテストで「日暮里富士見坂から望む夕日の沈む富士山の風景」が特別賞(第1位 この景観を「いつまでも」賞/平成8年度)を受賞しましたが、その後、平成16年には関東の富士見百景にも選ばれるなど、日暮里富士見坂からの眺望は、地域住民が享受するのみならず、世界から人々の訪れる、都民の誇りうる場所のひとつになり、現在に至っています。本年1月、国内外からダイヤモンド富士の時期に日暮里富士見坂を訪

れた人々の数は3,000名を超えました。(小会で作成したリーフレット配布数より推計)

しかし、こうした東京都の取り組みがあり、イコモスからの勧告があり、なおかつ日暮里富士見坂からの眺望が“東京の風景遺産”という市民の共有財産だというコンセンサスが得られていながら、現在進行中のマンション建設を止めるに至っておりません。

まずは、建築主と面談し、説明と解決に向けた話し合いを早急にしなければなりません。小会では、独自に専門家に委託し、賠償額の試算と解決策を準備しています。建設地である文京区は、残念ながらいまだに建築主との話し合いの場を設定していません。それは文京区が未だ景観行政団体となっていないことも理由の一つです。

今こそ、日暮里富士見坂の眺望の保全には、東京都の取り組みと支援が必要です。大至急ご検討くださいますよう、重ねてお願いいたします。

【同封資料】

1. “東京の風景遺産 日暮里富士見坂からの眺望を残したい”賛同者一覧とメッセージ
2. 5区景観担当情報交換会議事録
3. 2009年から現在までの報道等一覧表
4. 日暮里富士見坂報道記事(抜粋)
5. イコモス資料
 - 5-1 『イコモス勧告』原文
 - 5-2 「JAPAN ICMOS/INFORMATION」INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES JAPANESE NATIONAL COMMITTEE 日本イコモス国内委員会 8期-11号(2012.09.05)
第13小委員会「眺望遺産(vista-heritage)及びsetting」の設置について
6. 本会作成リーフレット。

この要請書への連絡先

日暮里富士見坂を守る会 <http://fujimizaka.yanesen.org/>

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里3-2-5 (金子方)

E-mail : fujimizaka@yanesen.org

FAX 03-3822-●●●● (中島) TEL080-6670-●●●● (山崎)